個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">屋外広告物許可申請者</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">屋外広告物の許可申請者の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.申請者名または法人・代表者名、2.住所、3.連絡先、4.送付先住所、5.送付先名、6.管理者住所、7.管理者氏名、8.管理者連絡先、9.管理者資格内容、10.管理者資格者証写、11.工事施行者住所、12.工事施行者氏名、13.工事施行者連絡先、14.屋外広告物設置場所</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">屋外広告物の許可申請書等を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者から提出された申請書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">市道の占用・改築許可申請者</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市道の占用・改築許可申請者の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名(法人名)、2.住所、3.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">市道の占用・改築許可申請書を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者から提出された申請書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県安芸高田警察署</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">市道等官民境界確認申請者</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市道等官民境界の確認申請者の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名(法人名)、2.住所、3.電話番号、4.印影</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">市道等官民境界の確認申請書を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者から提出された申請書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県北部建設事務所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく開発許可申請者</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">盛土規制法に基づく開発許可申請者の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1. 申請者の氏名、住所及び連絡先、2.工事主の氏名及び住所、3. 設計者の氏名、住所、連絡先及び資格又は経歴、4.工事施行者の氏名、住所及び連絡先、5.工事主が法人である場合は、役員の役職、氏名、住所、性別、生年月日及び犯歴</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">盛土規制法に基づく開発許可申請書を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者から提出された申請書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県土木建築局都市環境整備課、広島県北部建設事務所、広島県警察本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">広島県都市計画基礎調査</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">・都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行う。
・都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結果を公表（オープンデータ化）する。</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.人口（人口規模、将来人口等）、2.土地利用（土地利用現況（位置、用途、面積、低未利用地）、宅地開発状況等）、3.建物利用現況（用途、階数、構造、建築面積、延床面積、建築年、耐火構造種別、高さ）</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">都市計画基礎調査の調査対象区域内の建物居住者や土地・建物権利者等</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">庁内資料（都市計画図書、建築確認申請書類等）、国土数値情報、航空測量成果、住宅地図等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">調査結果を公表するインフラマネジメント基盤「DoboX」及び G 空間情報センターの閲覧者等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">法定外公共物の占用・改築許可申請者</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">法定外公共物の占用・改築許可申請者の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名(法人名)、2.住所、3.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">法定外公共物の占用・改築許可申請書を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者から提出された申請書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">法定外公共物境界確認申請者</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">法定外公共物の境界確認申請者の管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名(法人名)、2.住所、3.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">法定外公共物の境界確認申請書を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者から提出された申請書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市営住宅等入居者ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部管理課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅等の入居者選考、入居決定、契約締結、住宅使用料等の賦課徴収及び滞納整理、退去の決定	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日等、4.住所、5.本籍・国籍、6.続柄、7. 婚姻、8. 印影、9.職業、10.職歴、11.資格、12. 学歴、13.健康状態、14. 心身障害、15.収入、16.課税・納税額、17.納税状況、18.債権・債務、19.口座番号、20.家庭状況、21.親族関係、22.公的扶助、23.扶養要関係、24.住居状況、25.施設入所、26.要望・苦情、27.相談内容、28.電話番号	
記録範囲	市営住宅等の入居申込者及び入居者とその親族等（退去者も含む。）	
記録情報の収集方法	本人からの相談、本人から提出された書類、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	広島県警察、広島県水道広域連合企業団、安芸高田市市民部税務課、安芸高田市福祉保健部子育て支援課、安芸高田市建設部下水道課、指定管理者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）建設部管理課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑有　　□無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考	―	

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">住宅関連補助金交付者ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">空き家解体事業補助金、耐震診断・改修補助事業補助金の交付</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日等、4.住所、5.本籍・国籍、6.続柄、7. 婚姻、8.収入、9.財産状況、10.課税・納税額、11.納税状況、12.債権・債務、13.口座番号、14.家庭状況、15.親族関係、16.住居状況、17.要望・苦情、18.相談内容、19.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">補助金の交付を受けようとする者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの相談、本人から提出された書類、職員が調査等をしたもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県警察、安芸高田市市民部税務課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">建設リサイクル受付台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">建設リサイクル法届出者の整理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名(法人名)、2.住所、3.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">建設リサイクル法届を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">届出者から提出された届出書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県北部建築事務所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">建築基準法関係受付簿</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部管理課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">建築基準法関係申請者の整理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名(法人名)、2.住所、3.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">建築基準法関係書類を提出した者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者から提出された申請書等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県北部建築事務所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">し尿収集手数料</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部下水道課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">し尿収集手数料徴収のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名　2.住所　3.設置場所　4.電話番号　5.送付先氏名　6.送付先住所</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市のし尿収集利用者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出されたし尿収集開始届、名義変更届、送付先変更届等提出されたもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部下水道課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">下水道料金</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">建設部下水道課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">下水道料金徴収のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名　2.住所　3.使用場所　4.電話番号　5.世帯人員</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市の下水道使用者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出された下水道開始届、名義変更届、減免申請等提出されたもの。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）建設部下水道課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	下水道受益者負担金	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	下水道受益者負担金徴収のため	
記録項目	1.氏名　2.住所　3.場所　4.電話番号　5.桝所在地　6.地目	
記録範囲	安芸高田市の下水道受益者届提出者	
記録情報の収集方法	本人から提出された受益者届出書、受益者変更届等提出されたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）建設部下水道課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑有　　□無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考	－	

別紙